

平成 29 年度ナスバネット導入助成事業概要

平成 29 年 4 月 1 日
公益社団法人 福岡県トラック協会

1. 助成対象

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 2 月末日の間に、新規にナスバネットを導入した会員事業所

※ナスバネットとは、インターネットを介して事務所にいながらにして適性診断を受けることが可能な新しい適性診断のシステム。

2. 助成額及び台数

会員 1 事業所当たり事故対策機構が推奨する使用機器導入費用（税別）の半額（千円未満切捨て）を助成し、上限 100,000 円とする。

ただし、助成台数は 1 会員事業所当たり 1 セットとする。

（概 要）

・申請方法

導入後、速やかに下記書類を公益社団法人福岡県トラック協会（業務一課）に F A X して下さい。

（締め切り：平成 30 年 2 月末日）

F A X 092（451）7964

①ナスバネット助成事業実績報告書 ※捨印を捺印して下さい

②ナスバネット利用承諾書（写）

③ナスバネット購入の価格明細書（写）、領収証（写）または振込通知書（写）

※リースの場合は、価格明細が分かる書面（写）及び契約書（写）を提出する。

※受付期間中でも予算枠に達した場合は、その時点までとする。

【予算執行状況については、県ト協ホームページにて随時お知らせいたします。】

平成 29 年度ナスバネット導入助成事業実施要領

平成 29 年 4 月 1 日

公益社団法人 福岡県トラック協会

1. 交付要綱

別添「ナスバネット助成金交付要綱」のとおり。

2. 助成対象

公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という）及び支部・分会のいずれにも所属する会員事業所（以下「会員」という）に限る。

3. 助成交付額

会員 1 事業所当たり事故対策機構が推奨する使用機器導入費用（税別）の半額（千円未満切捨て）を助成し、上限 100,000 円とする。

4. 実施期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 2 月末日まで

※受付期間中でも予算枠に達した場合は、その時点までとする。

【予算執行状況については、県ト協ホームページにて随時お知らせいたします。】

平成 29 年度ナスバネット助成金交付要綱

平成 29 年 4 月 1 日
公益社団法人 福岡県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人福岡県トラック協会（以下「県ト協」という）が、事故対策機構が実施するナスバネットを導入する際の費用の一部を助成することにより、交通事故防止に資することを目的とする。

※ナスバネットとは、インターネットを介して事務所にいながらにして適性診断を受けることが可能な新しい適性診断のシステム。

(助成対象)

第 2 条 県ト協に所属する会員事業所（以下「会員」という）とする。

(助成条件)

第 3 条 助成対象者は、新規にナスバネットを導入し、支払いまで完了させ、県ト協に助成申請した会員に限る。（リースでの導入も可）

(助成対象期間)

第 4 条 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 2 月末日までの間に、ナスバネットを導入し、県ト協に助成申請したものを対象とする。
但し、助成期間内であっても予算枠に達した場合は、その時点までとする。

(助成交付額)

第 5 条 助成金の交付額は、新たにナスバネットを導入する会員事業所に対して事故対策機構が推奨する使用機器導入費用（税別）の半額（千円未満切捨て）を助成し、上限 100,000 円とする。
ただし、助成台数は 1 会員当たり 1 セットとする。

(交付申請)

第 6 条 導入後、会員は別に定める期日までに様式 1 の「ナスバネット導入助成事業実績報告書」（以下「実績報告書」という）に利用承諾書（写）、価格明細書（写）、領収証（写）または振込通知書（写）の書類を添付の上、県ト協に申請する。
（リースの場合は、価格明細が分かる書面(写)及び契約書(写)を提出する。）

(助成金の交付)

第 7 条 県ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると

認めるときは、会員に対して助成金を交付する。

（財産の処分の制限）

第 8 条 会員はナスバネット導入の日から起算して 1 年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という）に供してはならない。

（その他必要な事項）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、県ト協が別にこれを定める。

（附則）

本要綱は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。